



山形県公報

平成25年4月1日(月)

号 外 (19)

目 次

規 則

○山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) …… 1

訓 令

○山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) …… 5
○山形県官報報告規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 6
○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 同

合 同 訓 令

○山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 9

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第66号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「新農業推進課」を「6次産業推進課」に、「農山漁村計画課及び農村整備課にあつては農山漁村計画課長」を「農業技術環境課、園芸農業推進課、畜産課及び水産課にあつては農業技術環境課長」に、「生産技術課、環境農業推進課及び畜産課にあつては生産技術課長」を「農村計画課及び農村整備課にあつては農村計画課長」に改める。

第6条第1項中「新農業推進課」を「6次産業推進課」に、「農山漁村計画課及び農村整備課にあつては農山漁村計画課」を「農業技術環境課、園芸農業推進課、畜産課及び水産課にあつては農業技術環境課」に、「生産技術課、環境農業推進課及び畜産課にあつては生産技術課」を「農村計画課及び農村整備課にあつては農村計画課」に改める。

第135条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第192条第4項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。



別表第1第2項組織の区分の欄中「新農業推進課」を「6次産業推進課」に、「農山漁村計画課及び農村整備課にあつては農山漁村計画課」を「農業技術環境課、園芸農業推進課、畜産課及び水産課にあつては農業技術環境課」に、「生産技術課、環境農業推進課及び畜産課にあつては生産技術課」を「農村計画課及び農村整備課にあつては農村計画課」に、「道路課」を「道路整備課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「教育庁の生涯学習振興課」を「教育庁文化財・生涯学習課」に、「教育庁の義務教育課」を「教育庁義務教育課」に、「高校教育課」を「教育庁高校教育課」に、「経理専門員」を「経理主査、教育庁国体推進課にあつては主査」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「(旅費を担当するものに限る。)」及び「環境エネルギー部環境企画課にあつては調整主査」を削り、「調整担当」を「危機管理企画・調整担当」に、「調度係長」を「課長補佐(調度担当)」に、「教育庁生涯学習振興課にあつては課長補佐、教育庁の義務教育課及び高校教育課にあつては主事」を「教育

庁文化財・生涯学習課にあつては主事（経理担当）、教育庁義務教育課にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては上席の主事、教育庁国体推進課にあつては課長補佐に改め、同項出納員に委任する事項の欄第4号中「支出に」を「支出並びに歳出予算の節の区分のうち報酬（議員報酬を除く。）、共済費、賃金並びに負担金、補助及び交付金の支出負担行為の確認（総務厚生課で支出命令を所管するものに限る。）並びに当該確認を受けたものに係る歳出の支出に」に、同欄第5号中「報酬（議員報酬を除く。）、賃金、共済費、旅費並びに負担金、補助金及び交付金」を「旅費」に、「」並びに「」及び「」に改め、同表第3項出納員に委任する事項の欄第1号中

「村山総合支庁総務企画部地域振興課

村山総合支庁保健福祉環境部福祉企画課 を「村山総合支庁総務企画部地域振興課」に、「村山総合支庁保健福祉環境部環境課

」 「村山総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課

社環境部地域保健予防課」を 村山総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課 に改め、同欄第2号中「北村山高村山総合支庁保健福祉環境部環境課

」 「北村山高等学校 」、 「庄内総合支庁産業経済部水産課」を「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に改め、同表第4項出納員に委任する事項の欄第1号中

「総務企画部地域振興課

保健福祉環境部福祉企画課（村山総合支庁に限る。）」を「総務企画部地域振興課」に、

「保健福祉環境部地域保健予防課（最上総合支庁及び庄内総合支庁を除く。）

保健福祉環境部地域保健福祉課（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。） を保健福祉環境部子ども家庭支援課（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）」

「保健福祉環境部地域保健予防課（置賜総合支庁に限る。）

保健福祉環境部地域保健福祉課 に改め、同表第6項中保健福祉環境部子ども家庭支援課

「置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。） 総務主査	を	「置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室に限る。）	課長補佐 （総務を担当するものに限る。） 総務主査	に、
」			」		

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	庶務係長	を	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）	総務専門員	主査	に、
	室長補佐	庶務係長		庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室に限る。）	総務専門員	庶務係長	
庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	普及推進主幹		庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課	総務専門員	普及推進主幹	
庄内総合支庁産業経済部水産課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	総務主査		庄内総合支庁産業経済部水産振興課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	総務主査	
福祉相談センター	総務企画課長	企画専門員	を	福祉相談センター	総務企画課長	企画主査	に、
衛生研究所	総務課長	総務主査	を	衛生研究所	総務課長	主査	に、
産業技術短期大学校庄内校	総務課長	庶務係長	を	産業技術短期大学校庄内校	総務課長	総務主査	に、
山形職業能力開発専門学校	庶務係長	副校長		山形職業能力開発専門学校	調整主幹	指導主幹	
庄内職業能力開発センター	庶務係長	主査		庄内職業能力開発センター	総務主査	庶務係長	
農業総合研究センター	総務課長	総務専門員	を	農業総合研究センター	総務課長	総務主査	に、
農業総合研究センター	総務課長	総務専門員		農業総合研究センター	総務課長	総務主査	
園芸試験場				園芸試験場			
病害虫防除所	総務専門員	を	を	病害虫防除所	総務主査	に、	

村山教育事務所	総務係長 (右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例(昭和29年6月県条例第25号)に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、課長補佐(行政担当))	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)(右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、上席の行政主査)	を	村山教育事務所	総務係長 (右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例(昭和29年6月県条例第25号)に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、行政専門員)	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)(右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、行政主査)	に、
庄内教育事務所	総務行政係長	副主任	を	庄内教育事務所	総務行政係長	上席の主査	に、
教育センター	総務係長	主査	を	教育センター	総務係長	上席の主事	に、
山形西高等学校	事務部次長	主査	を	山形西高等学校	事務部次長	総務主査	に、
上山明新館高等学校	事務部次長	総務主査	を	上山明新館高等学校	総務主査	主査	に、
谷地高等学校	事務次長	主任主査	を	谷地高等学校	事務次長	主事	に、
北村山高等学校	事務部次長	主事	を	北村山高等学校	事務部次長	主査	に、
金山高等学校	主査		を	金山高等学校	主事		に、

「置賜農業高等学校	事務次長	主査	を	「置賜農業高等学校	主査	上席の主事	に、
「鶴岡中央高等学校	上席の主査	次席の主査	を	「鶴岡中央高等学校	主査	主事	に、
「酒田東高等学校 酒田西高等学校	事務部次長 事務次長	主事 主査	を	「酒田東高等学校 酒田西高等学校	事務部次長 主査	総務主査 事務次長	に、
「村山特別支援学校	総務主査 (楯岡校にあつては、主査)	主査(楯岡校にあつては、主事)	を	「村山特別支援学校 楯岡特別支援学校	事務部次長 事務次長	総務主査 上席の主事	に、
「上山警察署 天童警察署 寒河江警察署 村山警察署	会計課長 会計課長 会計課長 会計課長	会計係長 専門員(会計課) 専門員(会計課) 専門員(会計課)	を	「上山警察署 天童警察署 寒河江警察署 村山警察署	会計課長 会計課長 会計課長 会計課長	会計課専門員 会計課専門員 会計課専門員 会計課専門員	に、
「新庄警察署	会計課長	上席の専門員(会計課)	を	「新庄警察署	会計課長	上席の会計課専門員	に、
「酒田警察署 鶴岡警察署 長井警察署 南陽警察署 米沢警察署	会計課長 会計課長 会計課長 会計課長 会計課長	専門員(会計課) 上席の専門員(会計課) 専門員(会計課) 専門員(会計課) 上席の専門員(会計課)	を	「酒田警察署 鶴岡警察署 長井警察署 南陽警察署 米沢警察署	会計課長 会計課長 会計課長 会計課長 会計課長	調査官(会計担当) 上席の会計課専門員 会計課専門員 会計課専門員 上席の会計課専門員	に改め、同項出納員に委任する

事項の欄第1号中「(置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課の課長補佐にあつては置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室を除く。)、置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課の総務主査にあつては置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課(産地研究室に限る。)、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の課長補佐にあつては庄

内総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室を除く。）、庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課の室長補佐にあつては庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課（産地研究室に限る。）」を削り、同表第7項中

東京事務所	調整主幹	調整主査 (総務を 担当する ものに限 る。)	を	東京事務所	調整主査 (総務を 担当する ものに限 る。)	主事(庶 務係)	に改める。
-------	------	-------------------------------------	---	-------	-------------------------------------	-------------	-------

別表第2第2項第8号を次のように改める。

(8) 日本放送協会受信料並びに旅行命令に従つた旅行に伴うタクシーの利用に要する運賃及び有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金收受システムの使用による有料道路の利用に要する経費

別表第2第2項第9号中「もの(」を「ものに要する経費(」に、「購入、」を「購入に要する経費、」に、「及び」を「、タイヤの交換に要する経費、捜査関係事項の照会に要する経費（警察本部及び警察署における照会に係るものに限る。）及び」に、「物品を」を「物品の購入に要する経費を」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)庁印の項中

〃	方24	郵送事務用	〃	を
〃	方44	辞令用	総務部人事課長	

削除				に改め、同表(2)職印の項中
山形県印	方44	辞令用	総務部人事課長	

庄内総合支庁産業経済部水産課長	を	庄内総合支庁産業経済部水産振興課長	に改め、同表
-----------------	---	-------------------	--------

(2)職印の項47の3の項、49の項及び55の2の項中「水産課長」を「水産振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令

山形県官報報告規程（昭和39年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表掲載事項の欄第5項第2号中「部長」を「部長及び危機管理監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1号1本庁の項の表中

	青少年・男女共同参画課	青男女
--	-------------	-----

 を

若者支援・男女共同参画課	若男女
--------------	-----

 に、

長寿社会課 障がい福祉課 保健薬務課	長 障 保薬
--------------------------	--------------

 を

健康長寿推進課 障がい福祉課	健長 障
-------------------	---------

 に、

工業振興課	工振
-------	----

 を

中小企業振興課 工業戦略技術振興課	中企 工振
----------------------	----------

 に、

新農業推進課 県産米ブランド推進課 農山漁村計画課 生産技術課 環境農業推進課 畜産課	新農 県産米 農計 生技 環農 畜産
--	-----------------------------------

 を

6次産業推進課 県産米ブランド推進課 農業技術環境課 園芸農業推進課 畜産課 水産課 農村計画課	6次 県産米 農技 園農 畜産 水産 農計	に、
--	---	----

道路課 高速道路整備推進課	道 高速	を
------------------	---------	---

道路整備課 道路保全課	道整 道保	に改め、同別表2出先機関の項の表中
----------------	----------	-------------------

山形県立庄内職業能力開発センター 山形県水産試験場 山形県内水面水産試験場	庄能セ 水試 内試	を
---	-----------------	---

山形県立庄内職業能力開発センター	庄能セ	に、
------------------	-----	----

庄内家畜保健衛生所	庄畜	を
-----------	----	---

庄内家畜保健衛生所 山形県立農業大学校	庄畜 農大	に、
------------------------	----------	----

山形県立農業大学校 山形県病虫害防除所 山形県病虫害防除所庄内支所	農大 病防 病防庄	を
---	-----------------	---

山形県病虫害防除所 山形県病虫害防除所庄内支所 山形県水産試験場 山形県内水面水産試験場	病防 病防庄 水試 内試	に、
---	-----------------------	----

福祉企画課 環境課 保健企画課	村総福企 村総環 村総保企	を
-----------------------	---------------------	---

保健企画課	村総保企	に、
-------	------	----

	地域保健予防課 生活福祉課	村総保予 村総生福
--	------------------	--------------

を

	地域保健福祉課 子ども家庭支援課 生活福祉課 環境課	村総保福 村総子 村総生福 村総環
--	-------------------------------------	----------------------------

に、「水産課」を「水産振興課」に改め

る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第10号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	鈴 木 正 法
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	会 田 稔 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	伊 藤 健 雄

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程

昭和49年4月

- 県訓令第13号
- 県議会訓令第1号
- 県選挙管理委員会訓令第18号
- 県人事委員会訓令第1号
- 県監査委員訓令第2号
- 県地方労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

別表第1村山総合支庁の項中「保健福祉環境部の福祉企画課及び環境課」を「保健福祉環境部環境課」に、「及び地域保健予防課」を「、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課」に、

保健所長	保健所長	所属長の次席の職
------	------	----------

を

保健福祉環境部長	保健福祉環境部長	保健所長
----------	----------	------

に改め、同表庄内総合支庁の項中

産業経済部水産課	を	産業経済部水産振興課	に改める。
----------	---	------------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。